

第12回民生教育まちづくり常任委員会

令和6年12月17日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1 会議室

1. 委員長挨拶
2. 副市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について
- (2) 議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について
- (3) 議第101号 財産の譲与について
- (4) 議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について
- (5) 議第103号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について
- (6) 議第104号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- (7) 議第105号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- (8) 議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- (12) 議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

出席委員（7名）

委員長 中 島 ゆき子
委 員 桂 川 融 己
委 員 高 井 範 和
委 員 中 島 達 也

副委員長 森 哲 士
委 員 大 西 尚 子
委 員 鷺 見 昌 己

欠席委員（なし）

委員外議員

議 員 下 平 裕次郎
議 員 加 藤 久 人
議 員 今 井 政 良

議 員 桂 川 いずみ
議 員 田 口 琢 弥

説明のため出席した者の職・氏名

副 市 長	田 口 広 宣	教 育 長	中 村 好 一
総 務 部 長	野 村 穰	総務部次長兼秘書課長	杉 山 由 美
まちづくり推進部長	田 谷 諭 志	企 画 課 長	中 村 裕
企画課主任主査	細 江 健太郎	財 務 課 長	杉 山 勝 彦
まちづくり推進課長	青 木 一 英	市民保健部長	森 本 千 恵
市民サービス課長	二 村 和 男	市民サービス課対策監	河 合 純 佳
健 康 課 長	加 藤 冬 城	地域振興部長	大 坪 孝 弘
地域振興課長	渡 邊 展	小坂振興事務所長	佐 伯 克 典
小坂振興事務所副所長	石 丸 直 志	商 工 課 長	中 林 正 樹
福 祉 部 長	小 澤 和 博	高 齢 福 祉 課 長	竹 田 太
こども家庭課長	奥 田 真一朗	こども家庭課主査	中 島 大 樹
教育委員会事務局長	山 中 明 美	教育総務課長	細 江 実
文 化 財 課 長	松 井 智 之	学校教育課長	黒 木 和 実

職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	議会総務課長	細 江 隆 義
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明 広		

○委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまから第12回民生教育まちづくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は 7 名で、定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、本日 1 番、5 番、6 番、8 番、13 番より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

本日は、市長はほかの公務で欠席されていますので、副市長挨拶をお願いいたします。

○副市長（田口広宣）

おはようございます。お疲れさまです。

今日の委員会ですけれども、下呂市の第三次の総合計画の基本構想の策定、その他指定管理、また条例等、たくさんありますのでよろしくお願いいたします。

また、終了後の諸報告のほうについても重要な案件がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

昨日も言ったんですが、インフルエンザ等々の風邪というのか、あとコロナもはやっておりますので、本当に十分気をつけていただきたいと思います。

今日、付託案件ということで、第三次総合計画とか過疎地域の問題は大変下呂市にとって重要だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆様の質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は 2 回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和 6 年第 6 回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第 99 号から議第 105 号までの 7 議案及び議第 109 号から議第 113 号までの 5 議案、合わせて 12 議案につ

いて審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について説明をお願いいたします。

○企画課長（中村 裕）

議案書31ページを御覧ください。

下呂市第三次総合計画基本構想の策定について。

下呂市第三次総合計画基本構想を別冊のとおり策定するに当たり、下呂市総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、下呂市第二次総合計画が令和6年度をもって終期を迎えることから、令和7年度から令和22年度までの期間において、下呂市第三次総合計画基本構想を定めるものです。

では、委員会資料2ページを御覧ください。

第三次総合計画の基本構想について、お手元にあります基本構想資料をベースに、ポイントをタブレット画面資料にて5分程度で説明してまいります。

資料の説明に入る前に、第三次総合計画基本構想の経緯については、業種や地域バランスを配慮した市内有識者である16名の審議会委員との審議会を令和5年7月から計5回、部課長から成る策定委員会、専門部会を計10回、9月より1か月間実施した市民に対するパブリックコメント、そして議員の皆様からも御意見を頂戴し、作成されたものとなります。

それでは、説明に入ります。

お手元の資料3ページ、序論の2. 計画の構成について。本日議案として提出させていただいております基本構想、それに続く基本計画、実施計画のそれぞれの期間についてですが、タブレット資料のとおり、基本構想は16年、基本計画は4年、実施計画は1年単位で策定いたします。

お手元の資料4ページの3. 計画で大切にすることについて。大きな特徴の一つとして(2)SDGsの視点を取り入れた計画であるということです。タブレット資料にありますとおり、2030年にゴールを設定し、逆算するSDGsのバックキャストिंगの手法を取り入れ、基本構想の終期である2040年のあるべき姿から逆算する計画づくりを進めてまいりました。

お手元の資料5以降の基本構想についても、SDGsを参考にしたポイントを説明します。

6ページ及び7ページの目指すまちの将来像について、こちらもタブレット資料のとおり、ウェディングケーキモデルの視点が盛り込まれており、環境・社会・経済の3層構造から連想されるキーワードを掲げ、「ぬくもり つながり わくわく下呂市」といたしました。わくわくというキーワードは第二次総合計画から継承されたものとなります。

8ページのまちづくりの理念は一旦飛ばしまして、SDGsの視点を取り入れたポイントとして、9ページの基本目標についてです。

まちの将来像の実現に向け、御覧の8つの分野ごとの基本目標を設定しました。タブレット資料左側の表のとおり、これらの基本目標は、環境・社会・経済の3つの要素により分類され、設定しました。これらの基本目標は表の右側にありますとおり、客観データ、主観データから成る

ゴール指標を設け、バックキャスティングにより評価検証することで、資料の下段にありますとおり、計画を進めることがSDGsの取組に直結する総合計画となります。

お手元の10ページは、基本目標の分類分野とSDGsの関わりを可視化したものとなります。

お手元の資料11ページを御覧ください。

それぞれの基本目標をつなぐパートナーシップ、協働の考え方として、基本姿勢と市民・議会・行政が果たすべき役割を示しております。これらは第二次総合計画を継承しております。

お手元、資料8ページにお戻り願います。

まちづくりの姿勢や考え方を示す理念については、「未来につなぐ ふるさとづくり」となります。重点テーマとして市民のウェルビーイングを追求することを最優先に考え、基本計画の中でも取組を示していく予定となっております。

お手元の資料12ページを御覧ください。

2040年を見据えたまちづくりの考え方を2つ示しております。

1つ目は、健全な財政運営として将来世代へ負担を抑制するため、実質公債費比率を2040年に10%以下にすることを目標とし、(1)市債発行上限額の枠の設定、(2)有利な市債の発行を行ってまいります。

資料13ページ、2つ目は、公共施設の再配置と適正化として、市民1人当たりの公共建築物延床面積を現在の10.63平米から1から3万人未満の都市の平均値である5.24平米に近づけることを目標とし、(1)集約化の方針として、複数の生活拠点を情報、公共インフラでつなぐ下呂市版コンパクトシティを目指す、(2)公共施設マネジメントとして公共施設を保有・管理から活用・経営へ転換し、民間提案制度などを活用し、保有資産の有効活用を図ります。

お手元資料14ページは、先ほど説明した下呂市版コンパクトシティのイメージ図となり、中学生がアンケートで回答した地域の宝も併せて記載されております。

お手元資料15ページが体系図となります。

縦割り行政ではなく、それぞれが関わり合い、計画を実施していくことを表現しております。

以上が基本構想となります。

タブレット資料のとおり、今後の予定としましては、基本構想のデザインについて、審議会委員、そして本委員会の皆様からも市民により伝わりやすい見せ方が重要との御意見をいただきましたので、市内のデザイナー、地域活動のキーマンなどを集め、分かりやすいデザインを作成してまいります。

4年単位で設定する2月末策定予定の基本計画については、ポイントは3つございます。

1つ目は、現状と課題から導き出された施策の方針を示し、成果指標で評価を行います。

2つ目は、市民が心がけ、取り組んでいただきたいことを掲載します。

3つ目は、主な取組で、優先順位の高いコア事業を設定し、事業の選択と集中を明確にしております。

1年単位で業務をマネジメントしていくための実施計画について、現状の様式と運用を見直し、

検討をしてみたいと思います。

第三次総合計画の基本計画に沿って、課題と戦略、成果、期限を明確化し、仕組み化することでサイクルを回し、効果的な事業のマネジメントをしてみたいと思います。

総合計画の全体版は、3月議会で改めて説明をさせていただきたいと思います。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま御説明をいただきました議第99号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

経緯というか進め方を含めての説明をいただき、ありがとうございます。

ちょっと何点が質問をさせていただければと思います。

1つが、今回全体的にバックキャスティングという手法をとということで、これまでもちょっと何度か聞いているところではありますが、2040年のあるべき姿というワードがあるんですが、それはどこに示されているというふうに、ちょっとこの全体で理解をしたらいいのか。2040年のあるべき姿がどこに描かれているのか、このケーキのモデルのところなのかなあとも思いつつ、ちょっとそここのところをまず1つお聞かせいただければというところが1点。

あと、パブリックコメントだとか、いろんな部課長会での意見という中で、例えばこういった意見をいただいてこういうふうに反映させたみたいなので、代表的なもので構いませんので何かそういったような要素があればお聞かせいただければと思います。

そして、ごめんなさい、あと2つあるんですが、全体のこのマップの14ページに当たるんですかね、たしか基本構想図のところは今地域の財産のところ、中学3年生のアンケートでという形で前回から大きく変わったかなというふうに思うんですが、ちょっと言い方が難しいんですが、この考え方にした理由といいますか、ある意味、その中学3年生の視点からはなかなか見えていない下呂の宝みたいなものも実はあるんじゃないかと思っていて、そういったものが中学3年生をベースにしてしまうと、ある意味ここから漏れてしまっている、本当は大人は気づいているすばらしいものみたいなものも漏れてしまうこともあるのかなと。逆に、ある意味目立ったものがここに出るということかもしれないですが、ちょっとこのこういうふうに反映させたような理由といいますか、経緯というかも1つ。

あと最後ですが、今後の進め方のところも含めて、成果指標というので見ていくというところで、成果指標の設定として各課の中でどういうふうに統一されるかといいますか、例えば必ずここまでは達成できるよというものを上げきて、それが成果指標だよという言い方なのか、はたまた8割ぐらい、7割、8割でできるちょっと挑戦的な目標にしてねなのか。ここのKGIというのをどういうふうに、いろんな課がまたがる中でコントロールするかというか、ある意味どこの課は、これは100%やれるよねというものを書いてくる課と、ちょっと挑戦的なものやってくる課があって、でもそれを追っていくと何かできているところとできていないところみたいに

見えるみたいなきことが起きてきてもおかしいかなと思うので、ここの統一の仕方みたいなきところ
で、何か全体としてアナウンスしているもの等があればお聞かせいただければと思います。

すみません、ちょっと多岐にわたりますが、お願いします。

○企画課長（中村 裕）

まず、バックキャスティングのあるべき姿はどこに示しているかというところですが、
おっしゃるとおり、構想の中等では、基本的には構想の中には先ほど言われたとおりで、ウェデ
ィングケーキモデルの将来像の部分であるとか、そういう基本目標といったところになるん
ですが、どちらかといいますと先ほど説明した基本目標のKG I、基本計画の中で、その設定
したKG Iというものが資料の中にもありますとおり、地域の未来予測で言った2040年のデー
タなどとか、そういったものから設定されるものが基本計画の中では明示されるということに
なりますので、そういった基本計画の中で、姿といったものはより出てくるものではないか
なというところになっております。

2つ目の質問の反映の代表的なものといったところでは、まさにこのまちづくりの常任の委員
会の中でも意見をいただきました構想図については、より分かりやすいものとかができないか
というところと、体系図の部分ですね、前回はただの表的なものだったものが、ある程度やは
り縦割りになってはいけないということで、各基本目標が関わり合っていくような図というこ
とで、そういったものに変更させていただいております。

そして、先ほども説明させていただきましたが、内容については、より地域の中で熱量を持
っている方々にも集まっていただいて、より伝わるものに変えていくといったところで、さら
に反映をしていきたいと思っているところでございます。

そして、3つ目ですね、マップについてですが、まず中学生に宝のアンケートをしたとい
う経緯につきましては、やはりこういった計画づくりに参加していただくといったところ、あ
とは、やはり地域の中で誇りになるものというのを見詰め直していただくといった意図の下で
させていただきました。

今後の進め方の中の成果指標につきましては、先ほどお伝えしたKG Iからバックキャス
ティングするというので、基本計画に掲げる成果指標というもの、KP IというものはやはりKG
Iから真っすぐ引っ張ってきたもの、2040年からのマイルストーンといいますか、試金石になる
ような形の置き方をしております。

さらに、最後に説明しました実施計画の中で、やはりある程度もっと具体的なものは、よりK
P Iとして設定をしていくことで細かい部分の成果指標とかを見ていながら、最終的にはその
全体のKG Iから基本計画のKP Iのほうに結びつけるというような形になりますので、若干そ
のKG Iというものはあるべき姿、高めに設定しておるので、なるべく少し背伸びしてというか頑
張って達成する、達成できなかった理由はなぜなのかというのを検証して進めていくといったよ
うな成果指標の設定を考えております。以上になります。

○委員（桂川融己議員）

御回答いただきありがとうございます。

今、おおよそのところは理解できました。本当に分かりやすいものというのはいろんな方も言っていますし、僕自身も本当にそれは思っているのですが、今これからもう一回、この分かりやすさというところを進めていくという話も伺っていますので、ぜひちょっとこれが、やっぱり総合計画って最上位計画になって、これをずっとみんなが見続けるものなので、これを見たときに、ああ、そうそう、ここに向かうんだよなというふうにみんなが共有できるものとして仕上げていただくというのは非常に大事なことでと思いますので、ぜひそこはそういう視点を持ちながら進めていただければと思います。

あとすみません、K G I のところで非常に細かいところを何かつつくみたいであれなんですけど、頂いている資料の画面投影の中で、6 ページ目に当たる基本目標の図で、右側にバックキャスティングするゴール指標の設定（案）というふうにあって、こちらは（案）なのでまだ確定じゃないとは思いますが、何かひとしきりこの左と右で照らし合わせていくとこういうふうになるんだろうなというもので、ある程度納得ができるものと、例えば安心・安全に暮らせるまちみたいなところのK G I が、火災報知器の設置率というところが何となく、これをもって本当に安心・安全に暮らせるまちと言えるんだろうかみたいな。やっぱりそういうのがK G I、K P I 設定の上で本当に安心・安全に暮らせるまちってどういうものなんだろうみたいなことを巡らせながら決めていかなきゃいけないと思うので、何か追えるものでこれぐらい置いておこうかなというふうにどうしてもなってしまう側面も、本当に幅広くいろんなことをやっているのだからそういうふうになっちゃいけないように、ぜひ企画のほうは恐らく全体管理をすると思うので、ちょっと高い視点でといいますか、何て言うんでしょうね、難しいんですが、これって本当に何なんだろうみたいなことをちょっと突き詰めながら考えていって、設定いただければなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○企画課長（中村 裕）

ありがとうございます。

まさにK G I につきましては、これから各部あたり、現場のほうと、やはり納得の高いものを設定していく上には、我々が考えるのではなくやはり現場の声を吸い上げて、これであれば40年目指せるものといったものを改めて設定し直すということになりますので、そこについてはしっかりと審議をした上で、プロセスを経て設定したいと思っております。以上になります。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（高井範和議員）

今の2番、桂川委員と全くほぼ一緒なんですけど、この資料の6 ページですね、全くこの左側の項目に対して右だけがゴール指標だと、ちょっとすごい違和感を感じます。

さっき桂川委員が言ったところもそうですし、2番目の教育・文化に対して生徒のボランティア率だけで教育と文化を全てするのかと、ほかにも幾つもそういうところがあります。

三次総の各ページに、それぞれこういった目標が掲げてあったと思うんですけど、それらを全部ここに書くのは当然難しいんですけど、やはりこの左側の項目と、ここに右側にこういうものを出すのであればすごい違和感を感じるころは、まさにほぼ全部と言っていいというか、一番下の自然と環境に対してごみだけの問題なのかなあというものもありますし、どういう表現かわかりませんが、だから、この左側に対して右側のゴール指標というのはなかなか難しいなと思いますけど、これは一例として挙げたのかなと思って捉えたんですけど、その辺誤解がないようにというか、してもらいたいなと思います。先ほどの答弁で一緒なので結構です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか、答弁は。

○企画課長（中村 裕）

すみません、ありがとうございます。

やはり2つ例を挙げさせていただきますけれども、K G Iは2つに限らず3つとか、ちょっと数を増やしたり、あとはここで補えない部分は基本施策のK P Iの中でしっかり押さえるなど、ひとつ目指しやすいものということでのK G Iを掲げますけれども、その部分の漏れだったりとか、そういったないところは注意して設定していきたいと思っております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（中島達也議員）

おはようございます。

14番ですが、なかなか質問する機会がないので、細かいことはよく分かりませんというか、今回基本構想の段階で2040年を最終年度としての計画なんですよ。

2040年というのが下呂市の例えば人口なんかを考えた場合に、どういう状態になっているかということは、もう数値が出ていますので、恐らく2人に1人が65歳以上、集落によっては10人に8人が65歳以上という中で、例えば高齢者の方が安心して住める姿というのが一番僕は大事なじゃないかなというふうに思うんです。

例えば今、議員の皆様が公共交通の問題とか、あるいはそういう買物難民とか、それから医療機関へどういうふうに行ったらいいんやというようなこともあるので、ここは今回基本計画の中で具現化されると思うんですが、やっぱりその辺を一番大事にさせていただくことがいいのかなというふうに思います。

いろいろ取組なんかは、もう十分これで理解できますけど、要は安心して暮らせることが一番でないかというふうに思っていますので、その辺をしっかりと今後、基本計画あるいは実施計画の中で取り入れていっていただきたいなというふうに思います。

答弁はいいですけど、その辺のことをしっかりと頭に入れて副市長に質問、副市長、何か答弁。

○副市長（田口広宣）

例えば第二次総合計画のときの目標というのが、あまり設定と現実と合っていないというか、

市民アンケートを取っても、例えば暮らしやすい、助け合いのあるまちなのかどうかというようなこととか子育てがしやすいというのは、そのアンケートの項目で、例えばこども園の保護者であったり、小・中学生を持つ親なんかからすると非常に評価が高いんですけども、そういう違う世代になると全然評価が違って、割と助け合いが少ないというふうになってしまったりとか、子育てがあまり評価されないということなんですけれども、それはやっぱりその目標を、先ほども話があったように、どういう目標を設定するかによって全く違ったものになってきてしまいますので、そこは専門部会のほうでもそうでしたけれども、これってこの目標で本当にいいのかなというのは非常に内部的にもあって、それを今精査しながら、各部とか課でもあまりバランスが悪くならないように、その辺は企画のほうでしっかりコントロールしながら設定すべきだと思いますし。

あと、個人的に非常に思うんですけども、いわゆる65歳以上の高齢者という設定が、そもそも戦後の日本の段階の中で決められていた中で、実際に今60歳が高齢者かというところではなくて、下呂市の国保なんかでも、今もう74歳、後期高齢になるまではほとんど今、非常に働く方も多いものですから、人口も減っていますけれども、国保よりもやっぱり社会保険に入っている方が多いということで、2040年に確かに今議長が言われたように、非常に高齢者の率というのは多くなってくるんでしょうけれども、昔の高齢者と本当に2040年の高齢者とはかなり性格が違っていると思いますので、いかにそういう世代の非常に割合も多いと思うんですけども、そこをどのように光を当てていくかという言い方はちょっと失礼な言い方ですけども、それも非常に大事な観点だと思っていますので、2040年に2万人を切るという人口の中で、どのように下呂市が生き残っていくかということを非常に今大事なところに来ていると思っていますので、その辺を考慮しながら策定を進めていきたいと思っています。

○委員（中島達也議員）

すみません、突然指名して。

その基準というか設定の仕方は、後期高齢者という呼び方で呼んでいてもいいと思うんですけど、この間、話はちょっとそれますが、大和ハウスが定年67歳にしました。これは、もちろん今の時代ですから当然かなあと思いますけど、しかし、実際75歳以上の方が免許を返納するかしなにかという一つの分岐点になると思うんですよ。その辺のことを十分考えていただいて、田谷部長以下でしっかり検討してください。以上です。

○委員（鷲見昌己議員）

今いろいろ答弁をいただいていますので、これ以上は出てこないかもしれませんが、先ほど2番委員の一番最初の質問の2040年の姿、ビジョンがどこで読み取れるかということが、やっぱり私、今の質問を聞いておって、今の答弁を聞いていたら余計分からなくなってきました。

それは、なぜなら先ほど基本計画において、それをつくっていくような話が先ほどぼろぼろと出たと思うんですけども、本来は2040年どういうまちを目指していくのかというビジョンを、こんなまちにしていきたいんだということをしっかりと示した上で、それに対して、それを実現

するために、この基本計画では、この4年間まずこれをやるという当然目標があるべきなのではないんだろうかというふうに私は考えます。

そういう中で、この基本目標を例えば1つ見て、例えば産業経済にしても、賑わいを生む産業が盛んなまちというのはよく分かります。これは一般論では当然にぎわいがあって、産業が盛んであれば、それはいいに決まっている。だけど、この日本の目指す産業の在り方、一般的な産業の在り方を本当に下呂市は目指しているのか。下呂市は違うんだぞと、下呂市の産業というのはどういう形を目指しているんだよとか、やっぱりそういう実際のビジョンというのがやっぱり私もちょっと分かりにくいと思うんです。

やっぱりこのビジョンを組み立てていく上では、今では市長、副市長が中心になって2040年こんなまちをつくっていききたいぞと、俺たちはこんなまちを目指していききたいんだということがあって、これが多分進んでおと思うので、議長に続いて申し訳ないですが、副市長の熱い思いをお聞かせください。

○副市長（田口広宣）

委員会資料の6ページですね、見ていただくと分かると思うんですけれども、2040年に実質公債費比率10%以下にする、それから市債の発行を年間15億ということです。

今、先般の一般質問でもいただきました、今各課の方から出てきたのを査定しているところですが、今本当にやらなくちゃいけないことがたくさんある中で、非常に財源不足に陥っています。やっぱり何をやって何を切っていくかということをしっかりしていかないと、結局今、国の今物価高対策とかでいろいろと給付金を交付していますけれども、それが本当に将来にわたってツケを、次の世代へ残すだけじゃないかと非常に思っています。

下呂市においても、冊子のほうの12ページを見ていただくと分かると思うんですけれども、20年前に下呂市が合併して、うちも若干は減っていますけれども、ほかの同じような合併市町村では非常に公債費比率が減っております、借金を減らしています。そうした中で、やっぱり下呂市というのは非常になかなか減っていないという、借金に頼って予算編成をしていますので、ここをしっかり立て直していかないと、本当に2040年に下呂市は、またさらにどこかと合併しなくちゃいけないというふうなことが出てくると思っています。

そうした意味で、こうした財政規律をしっかりしていかないと下呂市が残っていくということではできませんし、その下のコンパクトシティについても、ここは先ほどの図のとおりなんですけれども、全てを例えば下呂の中心部に持ってくるということではなくて、5つの町村から合併していますので、それぞれの町村単位で、そこにコンパクトシティとしてまとめていくと、それによって生き残っていくというのを考えていますので、今、本当にこれからの4掛ける4の16年について、しっかりと今財政規律を見直していけないといけないということです、何かまた人口が減って生き残っていけないなら合併すればいいわとか、そういうことではなくて下呂市として残っていくということ。

それから、今非常に下呂というのが、この前、田中喜登議員の質問にもありましたけれども、

全国で49位という魅力度ランキングでした。これはやっぱり下呂温泉というのがいろいろな認知度とか、観光の満足度というのは非常にやっぱりキーワードで出ていますので、国のほうもこれからどんどんインバウンドを入れて、やっぱり稼ぐ力を持っていかないと生き残っていけないということで、下呂市なんか特に企業がたくさんあるわけではないんですけども、やはり観光で人が入ってくることによって、そこに新たなお金が生まれてきますので、そうした2本立てで、財政規律と外からお金を稼ぐという2本立てで下呂市が生き残っていくという姿を目指していきたいというふうに思っています。

○委員（鷺見昌己議員）

ごめんなさい、やっぱり分かりません。申し訳ないんです。

今言われた、僕が考えるのは、副市長の言われたことというのは、ビジョンというよりも具体的に対策、それをかなえるための対策、当然実質公債費比率を下げるというのは当たり前のことですし、やっぱりそういうことはしていかなあかんことだと思うんですが、やはりどういうまちをつくっていきたいんだということをもっと分かりやすく伝えたほうがいいんじゃないかなあと。

先ほどの実質公債費比率の推移の町村、各市を比べた表を副市長が持ち出されまして、下呂がこれだけ落ちていないんだと、ほかが例えば高山とか、中津川がぐうっと下げてきているということだと思うんです。これは、落ちてこなかったのはなぜかということで考えたときに、下呂市はある意味では、でも、ほかの高山市同等の観光という意味では産業としてはあるはずなんです。飛騨市とかとは違うはずなんです。じゃあそれが本当に生かし切れていないのが現実なのかなあというふうに見られるんです。

だから、そういう意味では、本来は観光があることによってここが有利になってこないとおかしいんですけども、有利になってきていないというところも非常に私は気になりますし、今の説明でいくと。やっぱりそういう意味で、例えば前、竜王へ公共交通の視察へ行かせていただいたんですけども、あそこがダイハツが入っているんです、企業が。産業としてあそこはそういう企業誘致をしてダイハツが入ってきてやっているんですけども、ダイハツへの出資というのは一切ないんです、産業への出資は。ただし、産業界から車が子育て世代に使えるように軽自動車を提供されていたり、いろんなシステムに対して有利な、逆に企業側からの支援があって、例えばこういうのもすごく有利に働いてきていると思うんです。

そういう意味では、やはり下呂市として2040年本当にどんなことが想定されて、だからどんなまちにしたいんだということをもう少し分かりやすく何か市民に発信したほうが、このビジョンという部分がやっぱりないと思いますので、ビジョンというのをしっかりと組み立てられたほうがいいのかと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○委員（中島達也議員）

すみません。今、鷺見委員が言った竜王町というのは滋賀県で唯一の不交付団体なんです、そういった企業があるおかげで。それと、だから下呂市も企業誘致するというのは非常に難しいと思いますけど、さっき財源の問題を言ったんですが、後から過疎地域の関係のやつも出てくる

んですけど、要は市長が言われたやっぱり財源をしっかり立て直さないと、第三次総合計画の一つの柱としてやっぱり健全な財政に持っていくということで、実質公債費比率というのを10%以下にしようという考え方はいいと思うんです。

一応起債を少なくして、基金の取崩しで持っていこうという考え方は一応分かるんですけど、どちらにしても一つのお金というのは中身がどうであれ一緒だもんで、一緒じゃないですかね。要は手持ちのお金というのは一緒だと思いますので、後から過疎地域のことは、これは上位法の改正で出ると思うんですけど、要は交付税算入する財源を使っていくという方針については僕は支持をするというか、大賛成なんですけど、かといってあまり縮こまってしまってもいかんので、やるときはやるという今後の大型事業を目の前にして基金積立てをやっていくということは僕はもちろん賛成なんですけど、あまりそこで10%を切らないとできないんじゃないかと、今言った11%ぐらいを推移しながらも、まあ18%でしょう、一番危険なラインがね、その辺のことを考えて、あまりそこに特化しなくてもいいんじゃないかというふうに思いますので、以上です。

どうも委員長、ありがとう。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第99号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について説明をお願いいたします。

○企画課長（中村 裕）

議案書32ページを御覧ください。

下呂市過疎地域持続的発展計画を変更することについて。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、総務省所管の過疎地域持続的発展支援交付金を活用して定住促進空き家活用事業を実施するため、下呂市過疎地域持続的発展計画に事業内容を追加するものです。

変更内容は33ページのとおりとなります。

委員会資料14ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

1. 計画について、本計画は令和3年度から7年度までの5年間を期間として、令和3年9月に議決を経て策定しております。

2. 計画の変更手続については、下から3段目、計画の本文の修正を伴うため、議会の議決を求めるものとなります。

3. 変更理由については、過疎支援交付金を活用して定住促進空き家活用事業を実施するため、過疎計画に事業内容等を追加します。

4. 計画に追加する事業については、空き家を整備して供給する定住促進空き家活用事業を計

画に追加いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子議員）

それでは、議第100号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

こちらに関しては、ちょっと理解のために幾つか質問させてください。

令和3年度から令和7年度までということで、今回計画の変更を加えることで令和6年度分と7年度分が対象になるので、今回のところは資料のももとの大本のほうでいう33ページに下呂市森地区3棟というふうにあるので、今回に関しては下呂の森地区だけでしか、ある意味、移住・定住のための市営住宅区分の変更みたいなことは、森地区のこの3棟しかできないということになるかと思うんですが、例えば令和8年度というか、もっと先にもう一回変更するときは、このエリアというところはこれぐらい細かく常に書いていかなきゃいけないものなのか。

例えばですけど、移住・定住のこれがうまくいって非常にいいなという取組だということになった場合に、じゃあほかの地区でもやろうと思ったら、変な話、下呂市の森地区があって、じゃあ小川地区で何とかでと、これぐらい細かくずっと書いていかなきゃいけないようなものなのか、もう少し包括的にできるものなのか、ちょっとその辺のところを1つお聞かせいただければと思います。

あと、今回のこの下呂の森の3棟というのは、既にほぼほぼ方向性としてこういうふうにする想定だというのが決まっているというような、そういった理解でいいんでしょうかというところをお聞かせいただければと思います。

○まちづくり推進課長（青木一英）

まず総務省の過疎事業ですが、こちらは各過疎地域の中心集落、基幹集落への人口集積というものを目的とした事業になります。そのために下呂市には5地域ございますが、それぞれのいわゆる中心市街地にこういった定住促進住宅というものを設定いたしまして、そこへの移住・定住の促進というものを図るための市営住宅に活用をしたいというふうに考えております。

今回の森地区につきましては、別途観光庁の事業で今外観の調査事業を行っておりますので、それを基に令和7年度に意向調査等、担当課のほうでかけて行うということで、試験的な実施をして、この成果により市内に広げていきたいということは考えております。以上です。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

森地区の外観調査事業ということは、歴まちに関わるものというふうに捉えてしまっているのでしょうかというところだけ、すみません、念のため確認させてください。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

議会の一般質問の折に答弁もさせていただきましたけれども、令和6年度、今年度、歴まち事

業の中で森地区における下呂温泉街という趣旨でございますが、下呂温泉街における目視により空き家というものを確認させていただいたと。その中で空き家であるとか空き店舗、それから未利用地について、森地内で98件というものを確認させていただきましたので、今回この今の過疎計画の変更により、この98件を対象とした、そのうちの空き家を対象とした中で、これを公営住宅、市営住宅に転換ができないかというところを改めて令和7年度に調査、所有者の意向確認をさせていただき、次年度以降に市営住宅、公営住宅化というものを進めていきたいというもくろみといたしますか、考えを今持っているというところで、今回この過疎計画の変更をさせていただいたということになります。

○委員長（中島ゆき子議員）

先ほど桂川委員の質問の中に、この計画、こういうふうには森とか細かく書かなければいけないのですかという今後の話が出ていましたので、それをお願いします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

これは、また新法が継続で過疎法の改正がきつとなされるだろうと思います。

これまでも改正、改正ということで進んできましたので、新法ができたあंबあいといいますか、その法いかんによって書きぶりというのも変わってくる可能性はありますけれども、基本的には今申し上げたように、この過疎の中での事業をやろうということになれば、先ほどまちづくり推進課長のほうが答弁をさせていただいたように、基本的には総務省の事業でやろうとすると中心市街地をベースとした話になりますので、具体的な地名を書いていくということは今後出てくると思います。

我々としても、この今の森地内だけで終わりという考えでは決してございませんので、今後は次期の計画の中にはもう少し具体的なエリアが、広がりが出てくるということになろうかと思えます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で議第100号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第101号 財産の譲与について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議案書34ページを御覧ください。

当案件の提案理由につきましては、市の財産を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

財産の概要になりますけれども、譲与する財産は、美輝の里周辺土地及び馬瀬川温泉の源泉に関連する施設です。

詳細につきましては、別紙のとおりでございますけれども、土地20筆と源泉用の井戸、源泉くみ上げ等の設備一式、設備の防護用建屋、道の駅美輝の里へ送湯している配管の4つの施設設備でございます。

譲与する相手方につきましては、馬瀬総合観光株式会社、代表取締役 今井弘之氏です。

譲与する理由を説明いたします。美輝の里につきましては、公の施設の見直し方針に基づき平成31年に建物を馬瀬総合観光株式会社へ譲渡し、令和元年には土地33筆を譲与いたしました。しかし、今回譲与する財産につきましては、当時条件が整わず、現在無償で貸付けしている状況です。昨年、同社より鉱泉地を含む土地の譲与を求める要望を受け、譲与する土地の隣接者との境界確認が完了したこと、また譲与後の運営が懸念されていました温泉スタンドの今後の在り方や運営方針が定まり、さらにこの温泉スタンドが故障するまでの間は、馬瀬総合観光株式会社が管理運営を継続することで合意が得られましたことから、譲与が可能となったものでございます。

また、譲与する財産につきましては、馬瀬総合観光株式会社が所有、管理を続けることで適切な維持管理が継続されるとともに、自己所有として有効活用されることが今後の馬瀬地域の振興や温泉観光の推進につながることが期待されるため、譲与を決定したものでございます。

委員会資料の16ページを御覧ください。

航空写真によりまして、場所の確認をお願いいたします。

この航空写真はホテル美輝を中央部としたもので、黄色網かけした土地が今回譲与する土地です。

土地に付した番号は、委員会資料15ページに記した譲与する土地の番号と対応しております。

写真中央部やや右にあります赤丸が源泉用の井戸、源泉くみ上げ等の設備一式、設備の防護用の建屋、そしてその赤丸から伸びている赤点線が道の駅美輝の里へ送湯している配管になります。

また、17ページ以降につきましては、参考資料として譲与契約書を添付してございます。

内容につきましては、所有権の移転及び引渡しに関する事項を第3条に規定し、第6条から第8条には指定用途及びその期間について定めております。これらは、これまで馬瀬総合観光株式会社と締結してきました建物の譲渡契約及び土地譲与契約を踏襲した内容になっています。

用途につきましては、温泉保養及び自然休養の場を創設し、地場産や交流事業との連携による地域活性化の推進を目的としており、期間につきましては10年間と定めております。

さらに、次ページの第10条では譲渡の禁止条項を、以降の条文で違約金や損害賠償などの条項を設けております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま御説明をいただきました議第101号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○副委員長（森 哲士議員）

今の無償譲渡に関しては、今の馬瀬の総合観光株式会社のほうで完結をするのか、まだ無償貸

与している場所があるのかということ。

それから、当然これは馬瀬村から続いた指定管理の整理という中で下呂市が手放した施設でありますけれども、源泉等についても全て手放すということになります。固定資産税については、当然今度は馬瀬総合観光株式会社が持つということでもあります。何かしらの固定資産税標準価格よりも控除等のそういった施策はしているのか教えてください。

○財務課長（杉山勝彦）

まず最初の質問であります引き続き無償使用、無償貸借している土地、あるいは今回の譲与で完結するかということについてになりますけれども、現在無償で貸付けしております土地がほかにございます。

ちょうど航空写真でいきますところの緑色の部分になりますけれども、こちらにつきましては現在無償貸付けしておりますけれども、今回譲与に当たらない土地になります。ここにつきましては、一部農地等なども含まれておりますので、今後農地転用等の手続が整い次第、同じく今回と同じように馬瀬総合観光株式会社のほうに譲与していきたいと考えておるものですが、現在その手続が整っていない状況のため、引き続き無償貸与という形で続けさせていただきたいと思っております。また、手続等々が整い次第、議会の皆様に御説明を差し上げまして、譲与する手続にこちらもしていきたいというふうを考えておるところになります。

2つ目の固定資産税の支援についてということでございますけれども、森委員おっしゃられましたとおり、当然今回譲与することによりまして、土地の所有は馬瀬総合観光になりますので固定資産税はかかってまいります。

こちらについて、公の施設の見直しで行ったときのような特別な固定資産税の減免といったようなことは想定しておりません。場合によっては、ちょっと過疎減免等々といった法律に基づく減免について関わってくるかもしれませんが、そういったもの以外で特段市が特別に認めて減免する、あるいは支援するといったことは考えておりませんので、以上よろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（高井範和議員）

今の16ページの航空写真でちょっと教えてほしいんですけど、今まだ今回譲与しない緑の部分の、緑の色の違いは関係なくて区域を分けるためにあえて濃淡をつけているのかということと、茶色は何でしたっけ、これを教えてほしいです。

○財務課長（杉山勝彦）

緑の濃い薄いの違いについてまずお答えをさせていただきますと、緑の濃い部分については今の地目上農地となっているものになります。一方、薄い緑については、地目としては農地ではございませんけれども、隣接した土地ということで一体になっておりますので、こちらについては、

なかなか一つ一つを取って譲与するという事は難しいという判断をさせていただきましたので、農地に関連するということで薄い緑というふうにしておるというものになります。

そして、もう一点の茶色の部分につきましては、これは市有地でございます。引き続き市として所有していくというものになります。そういった色分けになっております。基本この茶色の部分につきましては、道路等が関係している土地になりますので譲与にも適さないですし、譲与する予定もないというところでございます。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（高井範和議員）

市というのは下呂市という、分かりました。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第101号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○企画課長（中村 裕）

議案書36ページを御覧ください。

下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設、下呂市オーガニックワークプレイスについて。

NPO法人みらいろと令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、指定管理者として指定するものです。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員会資料21ページを御覧ください。

施設の名称は、下呂市オーガニックワークプレイス、2. 指定管理者となる団体の名称につきましては、NPO法人みらいろ、3. 指定の期間につきましては、先ほどお話ししたとおり、7年4月1日から10年3月31日までの3年間、指定管理料は年間310万円、5の募集方法につきましては、規定に基づき公募により指定管理者を募集し、NPO法人みらいろのみ1団体の応募がありました。

施設の概要については、次ページからの資料で簡潔に御説明いたします。

指定管理の範囲につきましては建物1階と敷地となり、1階につきましては①のエントランスロビーから23ページにまたがりまして⑨の販売スペースまでが1階内部、そのほかにこの図のとおり、敷地についても対象となります。

そして、7の過去3年間の利用者数、決算の推移については御覧のとおりとなります。

指定管理料について、今年度までは指定管理料ゼロ円での指定管理となっております。今回特定指名基準の見直しにより公募により指定管理者を募集したため、必要経費として310万円の

指定管理料を設定し、NPO法人みらいろのみ1団体の応募があったものとなります。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第102号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（大西尚子議員）

2点ちょっと質問させていただきたいんですが、公募によりということで指定管理料が今発生して、310万円というふうが発生したんですけど、この金額の経緯と、あと今まではゼロ円でやってきて先ほど公募のというふうに言われましたけれども、ちょっともう少し詳しい経緯を教えてくださいたいです。

○企画課長（中村 裕）

まずは310万円の積算根拠につきましては、この指定管理に係るコワーキングスペースの管理につきまして、人件費がそのスタッフ分の約266万円と施設の維持管理費の87万円から、この貸館業による年間収入40万円を差し引いて1万円単位で切り捨てた結果、310万円の指定管理料ということになっております。

そして、ゼロ円から310万円の指定管理を設定した経緯につきましては、今までは特定指名ということで、こちらのほうでふるさと納税の事務と一緒に一緒に行っておった合算しての指定管理ということでゼロ円だったところが、今回は特定指名ということで公募を行うということで、改めて先ほどのように指定管理料を設定して行ったということになります。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

詳しい金額の根拠というのは先ほど課長のほうが申し上げたとおり、今の詳しい経緯ということで、一番の肝は、今回公募により指定事業者を募集させていただいた。これは、みらいろに決まった話ではもちろんなく、広くどなたでも参画していただいて結構ですよというところで募集をさせていただきましたので、それには指定管理料はゼロ円ですよというわけにはいかないということで、今申し上げた積算根拠において募集をさせていただいたということでございます。結果、みらいろさんが1者の応募であり、この指定管理料にて今後の指定管理をやっていただくことになったということです。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

いいですか。

○委員（桂川融己議員）

今、算定根拠の方等、情報いただきましてありがとうございます。

ただ、ちょっと気になるのが、過去3年間の決算の推移というところを見ると、昨年度が533万円のマイナスなので、仮に310万円渡したとて200万以上のマイナスというところで、ここはちょっと表現が難しいんですが、経営的に経費をかけ過ぎているからというふうに見るのか、はたまた、ほかの事業も含めてとんとんだからいいよねというふうに判断するしかないと思うんです。

けど、ちょっとこのところで、やっぱりこれでもショートしてしまうという現状に対して、もう少し積んだほうがいいんじゃないかと、何かその辺の考えとかはどういうふうに見るべきなんだろうかと、このところが、もし分かれば教えていただければと思います。

そもそものこの指定管理料、これは全体に関わると思うんですけど、指定管理ってやっぱり市の施設を市に代わって民間が公共サービスの一環として行っていただくということだと思うので、その中での市のスタンスというか、そういったのも含めて、このちょっとマイナスをどう捉えたらいいんでしょうかみたいなのところをちょっと教えていただければと思います。

○企画課長（中村 裕）

資料にあります3年度から5年度の決算額につきましては、現在の指定管理者であるNPO法人みらいの決算書から引用しておりますが、マルシェの開催経費等、法人が自主的に実施している事務費も含まれた数値となっております。

下呂市は今回指定管理の1階のコワーキングスペース等の貸館業務に係る最低限の必要経費を計算し、310万の指定管理費を設定しておりますので、この指定管理の範囲の中につきましては、この310万円のところで収まる形という計算での設定になっております。

○委員（桂川融己議員）

内容は理解できました。

そうですね、多分ほかの事業もやっているもので、ある意味簡易的に多分市がこんなもんだろうと思って出したものがこの数字で、本当に精緻にコワーキングの貸館だけで人件費を時給換算して割るのか、いろんなことをやればこれぐらいの金額になるんじゃないかというふうに市が見積もったものが大体310万円ぐらいで、それをみらいのほうがもうちょっと算定するともっとかかるか、もっとへこむか分からないけど、市としての算定根拠に基づいたものが310万というようにことで理解をさせていただきましたので、それで間違いなければ答弁は結構ですし、違ふよということであれば何かいただければと思います。

○委員長（中島ゆき子議員）

間違いない、間違いないそうです。

ほかにございませんか。

○委員（鷲見昌己議員）

これは、以前からしっかりと指定管理料は設定すべきだということを申ししておりましたので、これで設定していただくというのは、ある意味正当性があるのかなあとと思いますが、もともと女性活躍ということの事業として、この指定管理というのを組まれていたと思うんですが、その言葉が一切消えてきているんですけれども、これはあくまでも分離して貸館ということで建物の維持管理と貸館業ということの先ほど説明だった。その指定管理料ということで、女性活躍の推進についての事業については、別途新たにそういうような事業に対して公募をされるのかどうかと、ふるさと納税の業務もそうですけれども、これも今合わせになっているので採算性は合っ

いると思うんですけども、これも別途、例えばこうやって公募されるように切り替えられていくのか、この辺を教えてください。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

まず今回のこのオーガニックを公募で出させていただいたというのは、指定管理者の公募がいかにもこれまで少なかったというところで、その公募の基準というのを基本的なところに立ち返り、見直しをさせていただいた結果によるものでございます。その中で、この施設についても公募で進めるというところで今回の公募につながった話です。

次に女性活躍と、それからふるさと納税、ここの事務に関して今後公募があるのかということになると、お答えはノーということでございます。これまでどおりという考えです。

これは地方創生をもともとスタートとして、10年ほど前の、国の地方創生交付金を活用し、ふるさと納税事務により仕事をつくり、そして女性の活躍にその財源を活用し、市内の女性活躍の機会をつくっていこうという組立ての中での事業が認められ、国から交付金をいただき、これまでやってきたこととなりますので、そういった意味では、今後もその形というのは継続をしていくということでございます。以上です。

○委員（鷲見昌己議員）

ということは、この貸館、建物の維持というものの指定管理は指定管理で、逆にふるさと納税と女性活用がくっついているというイメージで認識をします。

そういう中で、この前ちょうど一般質問でも加藤議員がこの指定管理制度の在り方というものを多分問われていたと思うんですけども、こういうことを考えたときに、やはり運営から経営ということで一般質問でも問われたと思うんですけども、当然その貸館の中でのいわゆる自主事業というんですかね、こういう部分というのもしっかり考慮して将来的にいかに民間のほうへいけるのかということは考えられるのか、その辺はどのように組立てを考えられているのか、お願いします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

今回、指定管理が3年間でこれから始まるというときになりますので、この施設に関しては今後の話になるかとは思いますが、この3年を終了したところで、この建物の補助の返済期間といえますか、それも終了することとなります。

そういった意味では今後の話にはなりますけれども、みらいろさんとはそういった将来的な施設の在り方、それから活用を含め、しっかりと意見交換をさせていただきながら、先方の思いというものも酌み取る中で考えていきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第102号についての質疑を打ち切ります。

ここで休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（中島ゆき子議員）

再開いたします。

まちづくり推進部長より発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

先ほど鷺見委員の御質問の答弁の中で、オーガニックワークプレイスの補助の残存期間が残り3年ということでお伝えをさせていただきましたけれども、4年の誤りでございましたので、おわびして訂正させていただきます。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

はい。それでは次に移ります。

議第103号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

議案書の37ページを御覧ください。

議第103号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料のほうの24ページを御覧ください。

施設の名称でございますが、下呂市道の駅南飛驒はなもも。

指定管理者となる団体、岐阜県下呂市小坂町赤沼田811番地の1、飛驒小坂観光株式会社、代表取締役 二村貢正。

指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

指定管理料は、年間890万円でございます。

指定管理者の募集方法としましては、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条1項のただし書に基づきまして、特定指名による選定をいたしました。

選定の理由としましては、岐阜の宝物である小坂の滝、岐阜の未来遺産である滝めぐりを後世に引き継ぎ、今後の御嶽山国定公園化を見据え、観光資源をつなぎ、その玄関口となる道の駅はなももは重要な拠点となることから、その管理運営を民間主導で進めながら、市も伴走支援することが必要不可欠であり、これを実現するために第三セクターが要件を満たしていることから、現在の管理経験を含めて特定指名といたしました。

指定管理者の行う業務でございますが、道の駅のはなももの施設の管理・運営でございます。

施設の概要と過去3年間の指定管理者の決算の状況でございますが、こちらの表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第103号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（高井範和議員）

指定管理料の経緯について教えてほしいんですけれども、資料の9番の過去3年の推移を見ると、収支、もうこの表ではよくなっているというか令和5年度にはプラスになっているように見えますし、その上で指定管理料が前年度より増えた。この算定根拠を教えてください。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

指定管理料の算定につきましては、548万円の指定管理の中で、まずどういった経営状況であったかということを見せていただきました。それから、過去の決算状況も踏まえて、じゃあ今後どの程度経営に関して指定管理料が必要なのかということと、あともう皆さんも御存じかとは思いますが、今のこの第三セクター、債務超過状態にありますので、その債務超過を何とか解消に向けて財務諸表を健全なものにしていきたいということで、その2段階で算定をいたしまして、890万という指定管理料を算定しております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

いいですか。ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第103号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第104号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

議案書38ページを御覧ください。

議第104号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の25ページを御覧ください。

施設の名称でございますが、下呂市飛騨小坂ふれあいの森でございます。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市小坂町無数原480番地1、株式会社大清、代表取締役大森清雄。

指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

指定管理料は、年額540万円となります。

指定管理者の募集方法といたしましては、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項に基づきまして、公募による選定をいたしました。応募件数は1件でございました。

指定管理者の行う業務といたしましては、ふれあいの森の施設の管理・運営でございます。

施設の概要と過去3年間の決算状況については、御覧の表のとおりでございます。

小坂振興事務所の説明は以上で終わります。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第104号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（高井範和議員）

また同じ内容なんですが、指定管理料の算定根拠、こちらの稼働日、営業日ですか、年間を通じてというような説明、以前聞いたんですけども、その辺が影響しているのか、ちょっと教えてください。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

この指定管理料の算定につきましては、以前170万円の指定管理料ということで、これは、今までゼロ円指定管理でした。その中で、一応採算性は取れているでしょうということでゼロ円ですけれども、実際場内が広いものですから、その施設の維持管理、草刈りで結構な経費がかかるということで、170万円算出をしておりました。

ただ今回は、今、客単価からいいますと、本当に宿泊代程度にとどまっておるものですから、それをもっと伸ばすためにはどうするか、そういった提案もいろいろいただいております中で、体験メニューを増やして客単価を増やす、じゃあそのためにはどういうふうに指定管理料として見ていくことが必要なのかということも含めまして、過去の決算状況も、売上げに対して経費がどの程度費やしているのかということも分析をさせていただき、人件費が確かに期間的には営業期間というのは3分の2ですけれども、準備、後始末を含めると75%、3か月程度をお休みの期間というふうに見ていただいていると思います。その中で、大体人件費が500万程度かかっているんですけれども、これを通年営業にした場合に、750万円相当が人件費として費やせていたであろうという想像ができます。

本当にその金額で市があそこを直営管理した場合に、人件費として足り得るのかということところを試算してみました。その試算の結果、やっぱり人件費は通年営業した場合、営業期間を短くしたとて、やっぱりその人件費では適切な施設運営というものが図れないだろうというこちらの算定根拠があります。それも含めまして、今回の540万円という指定管理の算定に至っております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

分かりましたか。

ほかにございませんか。

○委員（桂川融己議員）

今の説明で何かおおよそのところは理解できるといいますか、やはりここもそういう意味では、多分前やっていたところがちょっと途中でできなくなり、その後受けていただいたという経緯も

たしかあったと思いますし、その中で、今、体験メニューの充実だとか客単価アップというところでいくと、今の宿泊料金みたいなところも、恐らく条例といいますか指定管理の条件の中で結構何か上限かつかつに来ていたりするので、その辺の見直しみたいなことも今後入っていったりとか、いろんなことが入ってくるのかなということは想像はできるんですが、何か今後のその、何て言うんですか、次の一手といいますか、今、体験メニューという話がありましたが、年間営業をすることによってこれぐらい増える想定だとか、何か次の一手のためのこの増額だと思うんですが、もし何かその辺り、さっきの体験メニューということを加えて何かあれば教えていただければと思います。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

今後のそういった民間ノウハウ、それから経営能力の発揮といったところで、もちろん体験メニューは、子供向けの昆虫採集ですとかそういったメニューももちろん増やす予定でもおりますし、バンガローとかに限らずフリーサイトでテント泊をしていただくというようなこととか、もちろん夜空を見ていただくようなそんな体験メニュー、そんなものも予定しておりますし、客単価的にやっぱりテントサイトで泊まってください、食事は各自ですよ、これが従来のスタイルだったんですけれども、ある程度食事のメニューもラインナップをそろえて、身軽に来ていただいても、キャンプ感覚を味わいながらバーベキューが手軽にできますとか、朝食も朝起きて、何て言うんですかね、余暇を楽しみに来ておる中で、朝からお母さんが食事を準備しなくても軽食を取れるとか、そういうメニューの充実を図ろうとしております。

あと、冬の営業がやっぱりなかなかお客が来ないんじゃないかという想像もされると思いますが、ここら辺はそういう雪景色を見るとかそういったことのメニューも増やししながら、魅力も伝えながら何とか集客、それから収入をアップしていくという取組、これはもう民間ノウハウ、そういったところを最大限に発揮できるいいチャンスだというふうに考えておりますので、以上でございます。

○委員（桂川融己議員）

すみません、いろいろと情報をありがとうございます。

正直、自分が民間でやろうと思うと結構大変だなと、正直に今聞きながら思ったところですが、この金額でここがやっていただけるというのは、どこまでそれがやり切れるかというところはあるとは思いますが、市のほうでもその辺りちょっとフォローアップといいますか、一緒にやっていただきながら、小坂はほかの事業者とかもいろいろ体験メニューがあつたりすると思うのでそういったところとのコラボとか、いろんな民間ノウハウを使いながらということで、まさにこの指定管理のよさというものを生かしながら進めていただければというふうに感じました。説明ありがとうございます。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

せっかくの機会ですので、今年度の特徴的な取組といいますか創意工夫といったところで紹介をさせていただきますけれども、春先にウェディングがここで開催されております。そういった

活用も今後新たな魅力の発掘、そういうことになろうかと思います。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○委員（鷲見昌己議員）

ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけども、今の説明の中でも、この指定管理料を算定するに当たって、人件費がほぼ占めるというような中で算定されているというんで、この指定管理施設、ほかにもいろいろあって、人件費で算定されているという中で、例えば湯めぐり館ですと1,900万ぐらい出ていると思います。それと思うとかなり少ない指定管理料になっていると思います。

これは当然、自主事業での収益というものも加味してこうやって積算されるのかもしれないし、この辺が基本的にどういう基準でされるのか。自主事業がしにくい、利益が出る、出ないというのもあると思いますし、この辺が何となくちょっと分からないので、これいい悪いじゃなしに、自分の今後審査する上での基準として、その辺の基本的な考え方を教えていただきたいのと、例えば、合掌村なんかは市民が利用しやすいように無料で入れるよというようなものがあります。例えばこういう下呂市の指定管理のこういう施設であった場合に、市民は何かメリットが出て、もう少しこの場所を有効にみんなに知ってもらおうというような取組がなされているのか、この2点を教えてください。

○財務課長（杉山勝彦）

指定管理の運営全般に係る、あるいは仕組みづくりという面につきましては財務課のほうで所管しておりますので、最初の指定管理料の算定について御回答したいと思いますけれども、これは市の内部の運用基準的なものを定めておりまして、基本的には指定管理料につきましては、過去の指定管理業務の実績に基づいてかかる経費でいただける収入、入ってくる収入、ここで当然経費のほうが入収入を上回っているようであれば、その差額分を指定管理料で補填するというような形で、今積算をするというのを一つ基準とはしてございます。

その上で、今回、指定管理期間等の対象年度の収支実績もある程度把握しながら補正をかけていくということにしておりますけれども、基本は過去の収支実績を見ながら、不足する金額について指定管理料をとという形を考えております。当然、その中においては、人件費ももちろん含まれているというところになろうかと思います。以上です。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

市民のメリットというところですけども、今のこのふれあいの森に関しましては、今まで子ども会等が夏にキャンプをしていただくというようなことの大きな流れがありましたが、今そういったところも若干少なくなってきたおののかなというところは感じます。

ただ、今具体的なメリット、例えばこういうクーポンを出すとか、そういうことはまだありませんけれども、今後体験メニューをいろいろ増やしていく中で、このメニューは例えば市民の方には無料で提供できますよとか、そういうことができてくると思いますので、そこら辺はまた指

定管理者といろいろと協議をしながら、新たなサービスができればいいかなというふうに今は思っております。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

ありがとうございました。

2番目のほうに関しては、ぜひそうやって市民にも広く周知して、その施設が経営できるような努力、支援をできるといいのかなと思います。

1番目につきましては、今の話、その経費と実際利益というかこの差額の中で実際やっていけるのか、やっていけないのかということが一番の基準になるというようなことで、この指定管理料というものを設定しているということです。

やはり今後、加藤委員の質問もあったように、この辺、経営の観点等も持っていて、指定管理がどれだけでも、指定管理料が少なくしても運営できるような施設になるような逆にバックアップ、それは下呂市としてのバックアップも当然必要になりますので、そういうようなことを考えていつていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第104号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第105号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○健康課長（加藤冬城）

よろしくお願いいたします。

議案書の39ページを御覧ください。

議第105号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定につきまして説明をさせていただきます。

本議案は、下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細は資料によりさせていただきます。

資料26ページを御覧ください。

施設の名称は、飛騨川温泉しみずの湯でございます。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛騨、代表取締役 和田剛氏でございます。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

指定管理料は、令和7年度2,494万7,000円、令和8年度2,679万3,000円、令和9年度2,675万5,000円、令和10年度2,704万6,000円でございます。

指定管理者の募集方法は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条

第1項ただし書に基づき、特定指名による選定といたしました。

指定管理者の選定理由でございます。株式会社ホリスティック南飛驒は、当該施設を運営する目的で、旧萩原町が筆頭株主となって地域住民の出資と共に立ち上げました第三セクターであり、これまでの良好な管理運営を評価しまして、引き続き当該会社が指定管理者に最適であると判断しまして、特定指名といたしました。

施設の概要でございます。

開館年月日は平成16年2月22日、敷地面積5,652平米、建築面積1,552平米、延床面積1,918平米、施設の内容は温浴施設、運動浴施設、健康食材体験棟です。

過去3年間の利用者数と決算の推移につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第105号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也議員）

ありがとうございます。

指定管理料が4年間定額になっていないということの理由と、令和11年はじゃあ幾らなのかという問題と、それから、この決算内容ですけど、運動浴施設ですね、健康志向によってプールの利用のほうはどういうふうになつているのかということ、もうちょっと詳しく詳細があるといいなと思いました。

それと、しみず庵のほうなんです、この前どこかの会合でここの仕出しの弁当を食べたんですけど、なかなかコンパクトですね。健康というか、精進料理までは行きませんがいいなと思ったものですから、この辺も今後は積極的にやっていただくのがいいかと思います。

それから、Art Discovery開催中の、この施設の利用がどんな状況であったのか、利用していただきたいという思いで現地に行きましたので、その辺のことだけ、アバウトでも結構ですのでお願いします。

○健康課長（加藤冬城）

まず指定管理料の増額の理由でございますけれども、先ほどの財務課長の説明にもありましたように、予想される収入と支出を見込みまして、その差額を指定管理料ということで算出しておりますけれども、この支出におきまして、この支出がちょっと大きくなるということで指定管理料が増えた結果となっております。

主な支出の原因、増額の原因なんですけれども、この指定管理料、指定管理者これまで非常に成績が振るわなかった場合、給与のほうに非常に反映させてしまっておるような、ちょっと悪循環のような形になっておりまして、正職員さんの給与が非常に低い形で今運営をされてみえるという問題がございました。そのため、これをまた一般的な数字、正職員さんの給与を一般的なところまで持っていきたいということで、ただいきなり上げるのではなくて徐々に上げていきなが

ら、またベースアップも見込みながらということで考えまして、正職員さんが辞めていかないようにということも思いもありまして、そちらのほうでちょっと指定管理料のほうを増額させていただいたような経緯があります。

また、修繕料につきまして、非常にここ最近の物価上昇で非常に修繕料が高価になっていくということがまた予測されておりますので、そちらのほうも見込みまして増額といったような経緯がございます。

施設の詳細ということなんですけれども、飛騨川温泉しみずの湯、温浴施設、温泉と、あとこちら運動浴施設はプール、こちらのほうで市民の方がプールの中で健康づくりをやってみえるということでございます。あともう一つ、健康食材体験棟、こちらがしみず庵といって別棟で、こちらのほうで忘年会や新年会、そういったものをやってみえる施設でして、こちらのほう別棟があります。あと、こちらのほうで介護サービスの通所型サービスA、こちらのほうも展開しておるような形で施設を使っておるということでございます。

Art Discoveryなんですけど、支配人にお聞きしましたところ、南飛騨Art Discoveryがやっておる最中は非常にやはりお客さんが多かったと。この前終わった際には、やっぱりちょっと少なくなったなという感があったということで聞いております。以上でございます。

○委員（中島達也議員）

何か分かったような分からないようなふうだったんですけど、これを指定管理料、理由は分かりますけど、定額でもいいんかなという、定額というか、要は1,000円台まで細かく出ていますよね。計算された後がそうだったのかもしれませんが。

非常にこのしみずの湯というのは、やっぱり健康ということに関しても非常に大事な拠点だと思いますし、今後、今の健康増進センターの活用においても大変大事な施設だと思いますので、そういう観点からしっかりやっていっていただきたい。決算ももう少しこれ詳細に、例えば健康志向が今どうなっておるかとか、そういうことが分かるように示していただきたい。収入なんかも、入浴がどんだけでしみず庵の売上げがどうかというようなこともちょっと分かる資料、また次の機会で結構ですので、そういったものを出していただくとありがたいなと思います。いいです、もうそういうふうで。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま、14番 中島委員から詳細な決算資料が欲しいということでしたので、よろしいですか、皆さん、請求させていただいて。

〔発言する者あり〕

決算書に入っています。あるよね。

〔「第三セクターということで決算書のほうに」と呼ぶ者あり〕

ありますって。見てください。

そうしましたら、次、ほかの方質問ございますか。

○委員（鷲見昌己議員）

またちょっと教えてほしいんですけども、この指定管理の指定について、先ほどのように収入と経費の差額を計算してということで根拠にされるのはいいんですけども、これ温浴施設があるので燃料費というものもここの中には当然加味されてきている。この燃料費について、この前、林務課のほうがバイオマス燃料というものの利用を広げていきたいというようなことがあって、民間施設でも、今この化石燃料からバイオマスにすることによってコストが下がるということで、いろんな検討を今されているような状況ですが、この辺は、そういうことは例えばこういう指定管理の管理料を設定する上で、この三セクの相手と協議をしたり、そういうことってされているのかどうか、この辺を教えてください。

○健康課長（加藤冬城）

しみずの湯の燃料の方式なんですけれども、今現在、ヒートポンプ方式といいまして電気式のものでやっております。こちらの開設から20年がたちまして、非常に故障が多くなっているような状態でございまして、こちらの更新を考えておるんですけども、こちらの更新に際しまして、やはりどうせ更新するならゼロベースでということで、ほかの方式も考えております。そこで、バイオマスのようなものも当然そこの中には上がって議題を進めておるような形でございます。

○委員（鷲見昌己議員）

ありがとうございます。

そのことです。せっかくどうしても更新しんならんののであれば、市としての方向性というものをしっかり示して、林務課との横の連絡を取りながら、バイオマスの例えばチップボイラーとかこういうものというのは香りというものもついてくるんですね。そうすると、その地域の香りというものが、あそこへ行くと何か田舎くさいというか、何て言うんですかね、こういうふうに楽しめるというのでも、やっぱりお客さんにとってはメリットも出ると思うので、そういう観点からもいろいろ今後しっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

○委員（大西尚子議員）

基本的なことだと思いますけど、基本的なことというかこの期間ですけど、4年間というのはどういった理由でしょうか。教えてください。

○健康課長（加藤冬城）

指定期間の4年間の根拠ということなんですけれども、先ほど財務課長からお話がありましたけれども、指定管理者制度につきまして、市内内部で統一基準を定めております。その中におきまして、指定管理期間は支出に占める指定管理料の割合に応じまして設定をしておるというようなことで決定しております。

しみずの湯は24%ということであるため、こちらの内部基準、内部の統一基準に合わせますと4年間ということで期間を設定いたしました。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございせんか。

○委員（桂川融己議員）

回答ありがとうございます。

1 個お聞かせください。

先ほど指定管理料の内訳というか増額原因みたいなところで主なものというお話をされてはいんですが、大きな、すみません、細かいところまでというわけではなく、この指定管理料の内訳みたいなもので、人件費が何となく 3 割ぐらいなんだとか、何かそういったおおよそのものが分かればお聞かせいただければと思います。

あと、先ほどの回答の中で修繕費という話があったかと思いますが、ボイラーの修理とかそういったものが補正予算とかで上がってきたりもしているので、その修繕費というものがもう少し細かいものなのかなと何となく想定はされるんですが、ちょっとその大きな修繕費は結構市からまたぼんと出たりする中で、この修繕費というものをどういうものをどう見込んでいるのかというか、その辺りを含めておおよその内訳をお聞かせいただければと思います。

あと、ごめんなさい、もう一点だけ、さっき正社員の給与というところで、そこも施設を安定運営していただくためには必要な要素だと思いながら、何名ぐらい正社員がいるという想定なのかはちょっと分からなかったもので、もし分かれば教えてください。

○健康課長（加藤冬城）

まず給与のほうの何%ということなんですけれども、前年度決算でいきますと、販売費及び一般管理費につきましては7,475万6,900円ございまして、このうち給料手当のほうは2,868万8,835円というふうにしております。ですので、38.3%ほどということでございます。

修繕費につきましては、前年は127万4,477円の支出ということでございます。協定書の中におきまして、大規模な修繕等については市が見るというようなことになっておりますので、こちらのほうが市のほうで見ておるところもございます。

正社員につきまして何名であるかという御質問なんですけれども、4名見えます。支配人、副支配人、社員2名ということでございます。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

先ほど、ごめんなさい、ちょっともう一個突っ込んで聞きたいんですけど、給料の割合が大体4割前後ということで、その他はあとは光熱費とかそういったものが多いということなんですか。何か全体として占めているか、大枠で構いませんので、本当にざくっとでいいんですが、もし分かれば教えてください。

○健康課長（加藤冬城）

委員おっしゃられるように、水道光熱費が非常に大きい金額を占めております。前年ですと2,509万2,154円の水道光熱費がでございます。

続きまして大きい科目ですと、従業員さんの福利厚生とかいう金額になってくるんですけども、こちらのほうがぐっと下がりまして250万というふうになってきますので、ほとんどが給与と水道光熱費が占めておるということと、あと修繕費のほうも非常に大きい金額になっておるといことです。以上です。

○委員（桂川融己議員）

すみません。ありがとうございます。

それらがこの指定管理料の選定の上での割合という、基本的には今言ったようなその施設の維持管理というところのとりわけ大きいのが光熱費という部分、あとは人件費という部分が大きいと。それによってこういう算定になっていますということで、理解よろしいでしょうか。

○健康課長（加藤冬城）

一つ一つ積み上げて、それを算定しております。委員おっしゃられるとおりでございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第105号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

議案書63ページを御覧ください。

議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。

市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

本条例の改正の趣旨説明につきましては、委員会資料27ページを御覧ください。

市営住宅の地域対応について御説明いたします。

現在、下呂市では、市内企業が外国人材を含む市外居住者に向けて求人を行うに当たり、市内で雇用と住宅ニーズの間に需要と供給のミスマッチが生じております。その解決のため、令和6年3月には、下呂市商工会連絡協議会から公営住宅を社宅として目的外使用させてほしいとの要望書が提出され、担当課では7月に事業所アンケートを実施しました。

(1)です。雇用と住宅の状況についてのところです。

アンケートの結果、市内18事業所から社宅として活用したい旨の意向が出されました。このうち44%と約半数近くには、住宅が見つからずに雇用に支障が生じた経験があり、また(2)市営住宅の社宅ニーズについては、使用方法として雇用前に事業所が住宅を確保したいこと、シェアハ

ウスとして複数の単身者を入居させたいこと、また市外に住民票を置く派遣社員等を短期間入居させたい等、従来の市営住宅の入居条件には合わないニーズが出ております。

そこで、2番、市営住宅の地域対応活用の制度として、現在でも市営住宅には外国人材を含めて個人資格での入居が可能です。これに加え、住宅側のニーズに対応して、新たに法人契約で従業員を住ませる目的外使用の規定を設けます。その概要としては、市内の事業所が契約者となり、同一室に3人までの従業員を同居させることができます。募集方法は通常の市営住宅募集と同じとし、使用料は近傍同種の住宅家賃に合わせるものになります。

3として、市営住宅の地域対応活用に供する住宅です。

対象とする市営住宅は、公営住宅法に基づく公営住宅で11戸、下呂市が独自に設置する一般住宅で18戸の計29戸です。詳細につきましては、27ページから28ページにかけ、その該当する団地の表を掲げております。

28ページを御覧ください。

スケジュールになります。現在、国土交通省中部地方整備局に公営住宅地域対応活用計画を提出しており、12月中には認可される予定となっております。また、下呂市の一般住宅でも、8月に独自の地域対応活用計画を策定しております。本条例改正の後、市営住宅の社宅としての公募は令和7年1月以降に実施をする予定です。

以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま御説明をいただきました議第109号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

すみません。

1点お聞かせいただきたいのが、提案理由のところにある本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内というような言葉があって、ここはどういうものがその本来の入居対象者の入居であって、そこから除かれるケースといたしますか、例えばですけど、これで社宅で貸し出したときに、そこはずっと法人が契約で使っている形になるので、誰かあそこに住みたいと言っても入れなくなるということが当然に生じてくると思うんですけど、そこの何て言うんでしょうね、ルールづくりというか、1回貸してしまうともうそこはずっと法人契約になると、特に長い間借りる形になって、もちろんその分市に収益が入ってくるというなら全然オーケーとも言えると思いますし、一方で、本当はそこに住みたい市民がいたというときに入れなくなるということが起きる。これはどこの社宅でもどんなケースでも起きることだとは思いますが、あえて今回こういうふうに変更をしていく中では、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲というふうにあるので、ちょっとこの辺りの、何て言うんでしょうね、ニュアンスというかのところと、そこに対する対策みたいところで、もしあればお聞かせいただければというふうに思います。

○まちづくり推進課長（青木一英）

本来の入居と申しますのは、市営住宅、特に公営住宅につきましては、住宅セーフティーネットの提供という大きな役割があります。これは、民間のアパート等に入居が難しい低所得者の方、いわゆる住宅困窮者の方に市が住宅セーフティーネットとして公営住宅、市営住宅を提供するものです。ですので、ある程度の収入が見込める従業員の方、市外から雇用されるのは非常に重要なんですけれども、この方に市営住宅を提供してしまって、本来、市営住宅でないと入居が難しい方が入れなくなるということのを避けなければいけませんので、27ページの下段の表にございますが、公営住宅については、現在、空室率が13.3%、47室ございますが、そこからセーフティーネット用、本来の入っていただく住宅困窮者向けには33戸を残し、さらに今年、能登半島地震が発生しました。下呂市にも能登からの避難者の方、市営住宅に入っていただきましたので、こういった災害時に提供するための住宅もセーフティーネット用として残し、この地域対応活用として、移住・定住を促進するような目的として、公営住宅で11戸、一般住宅で18戸というものを出して、これで産業振興、移住・定住に資する市営住宅の施策とするものです。以上です。

すみません、それから期限であります、この目的外使用については、国のほうで1年の契約更新というものが定められておりますので、社宅としての活用をするに当たっては、毎年契約更新という形を取ります。以上です。

○委員（桂川融己議員）

説明いただきありがとうございます。

かなりそういう意味では理解ができますが、このセーフティーネットとしての社宅という部分が非常に重要な機能を持つということを改めて知ることができましたし、それ用として幾つかは確保し続けておくということかなというふうに思いましたので、説明でおおよそ理解できました。

また1年契約更新ということで、そこに関してはもう法律上どうしようもないということで、法人としては多分長期で確保しておかないと大変だとかというのはあると思うんですけど、これは法律上そうせざるを得ないという、そういう認識でいいんでしょうかというところだけ確認させていただきます。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

これは、今の制度上の話ですので、毎年この活用計画を国交省に提出し、認められれば更新ができるということになります。

なお、その最大延長期間についても、現時点においては3年というふうにお伺いしておりますので、この社宅としての活用についても、当分の間、3年間は見込めるだろうというところで、今、制度運用を始めるということになります。

失礼しました。3年間ではありません、5年間です。5年程度は認められるということでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

5年だそうです。

○委員（高井範和議員）

全く2番委員と同じ質問だったんですけど、本来の入居希望者の入居が阻害されないという点で、この27ページの下段の資料を見ると、今、空室が1に対して活用予定が1と。ということは、もしここに入られると、一般の人というんですか、市民の人が入れなくなるかなと思ったんですけど、とって、常に空室を1つ持っておくなんていうことではないと思うんですけど、その辺の考えがもしありましたら教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

27ページから28ページまでの詳細の表になりますが、一番右に最近の応募倍率とございます。森の住宅については過去募集をかけておりますが、応募がないということ。この理由としては、4階建て、5階建てになりますが、最上階でなかなか入りたいという方がない。こういうところについて活用を図るというものになります。以上です。

○委員（中島達也議員）

今回、条例は社宅というのが1つのターゲットとなったんですが、そういう観点から、ちょっと今後検討していただきたいというか、この前、建協と益田清風高校の校長先生なんかとの懇談会があったときに、やっぱり下宿という問題が出てきたんですね。下宿とか昔はありましたよね、我々が通っておる頃にはね。やっぱり今、スポーツのほうでも全国常連で都大路や春高バレー、そういう中で、今なかなかやっぱりそういう宿泊というか下宿屋がないので敬遠するというようなこともお聞きしました。

将来的に、下呂市唯一の高校ですので存続したいというのはみんなの願いだと思うんですね。やっぱり清風高校は県の所管なんですけれども、将来的にそういった益田清風高校の市外から来る生徒を受け入れるような、やっぱり住宅の在り方というか、公共の市営住宅が空いているようであれば、そういったようなことも今後ちょっと検討していただきたいなと思いますので、以上です、委員長。返答は要りません。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

今の下宿とか、ほかにもいろんな使い道ということで公営住宅を活用したいという希望は我々もよく耳にします。そうした中、今回、この今の社宅というところに焦点を当てさせていただき、この活用制度を使って5年程度は社宅として運用をしましょうというところを始めるわけです。

今後については、この実績というものをしっかり踏まえた上で、公営住宅の例えば廃止、一般住宅化であるとか、一般住宅を行政財産から普通財産にしていくとか、そういったことによって、今の今後の活用状況を踏まえた、改めて住宅の活用方法を柔軟にできる考え方もその先には取り入れていく必要も出てくるのかとは思っておりますので、いずれにしても、まずはこの当面5年間程度、この活用状況をしっかり見極めた上で考えていきたいというところがございますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

○副委員長（森 哲士議員）

今、法人のほうの賃借ということなんですけれども、以前、個人の入居に関しての保証人は取らんというようなことになっておったんです。これは法人契約になりますと、法人が契約、住ん

でみえる方は各個人ということなんですが、その辺の契約はどういうふうになるんですかね。

○まちづくり推進課長（青木一英）

現在、民法改正によって保証人というものは求めておりませんので、法人契約にも同じ扱いとなります。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第109号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

それでは、議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書66ページを御覧ください。

議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、条例要綱にて説明をさせていただきますので、議案書68ページを御覧ください。

改正理由につきましては、先ほどと同様でございます。省略させていただきます。

2 番の概要です。

(1) 市内のＪＲ駅及びその周辺における基盤整備に要する経費の財源に充てるため、新たに下呂市市内ＪＲ駅整備基金を設置します。第３条関係でございます。

(2) 民間主体のにぎわいづくりを推進し、下呂温泉街の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に対する経費の財源に充てるため、新たに下呂市下呂温泉街賑わいづくり基金を設置します。第３条関係でございます。

(3) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

それでは、議第110号についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○委員（桂川融己議員）

１点だけお聞かせください。

今回の条例の中に下呂温泉街というようなワードが入っていて、今までの民間まちづくり会社の話だと、基本的にはこの下呂温泉街があって、それが外に派生していくような流れも考えて

いるということではあったと思うんですが、今回の基金に関しては、まずは下呂温泉だけに特化したものでやりつつ、今後じゃあほかの地域で何かをやるとか、ノウハウをつくってほかでやるというときには、またそういう別のものをつくっていくという流れでやって、これは流用できないというようなふうに見えるんですが、その理解でよろしいんでしょうか。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

今、桂川委員のほうから御質問をいただいた御見込みのとおりでございます。下呂温泉街のみでの活用となりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後については、その都度、基金の創設というものを検討させていただくということでございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

はい、よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第110号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

議案書の69ページを御覧ください。

議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の条例の一部を改正する条例について。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森の条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、下呂市飛騨小坂ふれあいの森の利用期間を撤廃し、通年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、次の70ページを御覧いただきたいと思います。

改正前の利用期間は、4月1日から11月30日までとなっておりますが、改正後は、施設の休館日は設けないとし、必要があると認めたときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けるものでございます。そのように改正するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第111号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

すみません、ちょっと1点だけ確認させてください。

この市長の承認を得てみたいところで、これというのは何かどういうルールに運用上なって

いるというか、変な話、小坂の振興事務所のほうに何週間前ぐらいにこの日休みますよと言えば、それで市長に言ったという扱いになるのか、はたまた何か結構厳しいルールがあるものなんだろうとかという、すみません、分かればという範囲でお願いします。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

やはり施設の効率的な利用ということを考えると、あらかじめある程度一定期間を置いて協議をしていただくのが一番最適かなというふうに思っております。臨機応変には対応をするつもりでおります。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第111号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（二村和男）

議案書の72ページを御覧ください。

議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由ですが、マイナンバーカードの利用拡大や市民の利便性向上を目的とし、マイナンバーカード（電子証明書発行機能が付与されたもの）で、印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容については、条例要綱で説明します。

74ページを御覧ください。

1の改正理由は、提案理由と同じですので省略します。

2. 概要。

(1) 市役所窓口において、印鑑登録証の掲示に代えてマイナンバーカードを掲示することでも、印鑑登録証明書の申請及び交付ができるようにします。ただし、マイナンバーカードは利用者証明用電子証明書が有効であり、有効な暗証番号入力が確認された場合に限りです。第10条関係です。

(2) この条例は、令和7年1月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子議員）

それでは、議第112号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也議員）

すみません。御苦労さまです。

一応、マイナ保険証に移行する場合にリーダーがありますよね。カードリーダーというか、受付のところにありますわな。

あれは、顔認証とカードを直接、あれはどういうふうにチョイスというか選択するのか。

○市民サービス課長（二村和男）

病院にある一般的な形だと思うんですが、一般的に顔認証のほうが多分優先的にされると思います。顔認証ができなかったケースの場合、ちょっと例えば角度が悪かったり、そういう場合は暗証番号の切替えに入っていくと思いますので、まず第一的には顔認証、あと自動でできなければ暗証番号、そういう流れになると思います。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第112号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について説明をお願いいたします。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

議案書75ページを御覧ください。

議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。令和6年11月29日提出。

提案理由ですが、各務原市、山口市、美濃加茂市で共同利用を行っている戸籍電子情報処理システムをクラウド化するため、事務の委託を廃止するものです。

議案書の76ページをお願いします。

本議案で廃止の議決を求めている規約についてです。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止する規約。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成24年下呂市告示第149号）は廃止する。

附則、この告示は、令和7年6月9日から施行する。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

議第113号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○副委員長（森 哲士議員）

簡単な質問です。

今、委託を廃止することによって費用的にはどのぐらい見ているのか。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

利用料の比較でございますが、令和7年度の予算では、共同利用で行いますと月当たり85万円ほどが、クラウド利用料にしますと月当たり64万円ほどになりまして、21万円ほどマイナスとなる予定でございます。以上です。

○副委員長（森 哲士議員）

月にやな。

○市民サービス課対策監（河合純佳）

月にです。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第113号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第99号から議第105号までの7議案及び議第109号から議第113号までの5議案、合わせて12議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第99号から議第105号までの7議案及び議第109号から議第113号までの5議案、合わせて12議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、今から採決を行います。

議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第99号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第100号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第101号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第101号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

た。

議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第102号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第103号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第103号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第104号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第104号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第105号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第105号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第109号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第110号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第111号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

た。

議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第112号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第113号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午後0時00分 終了